

令和2年度

# 白山市予算書

一 般 会 計  
国民健康保険特別会計  
後期高齢者医療特別会計  
介護保険特別会計  
墓地公苑特別会計  
温泉事業特別会計  
工業団地造成事業特別会計  
湊財産区特別会計  
水道事業会計  
工業用水道事業会計  
下水道事業会計

## 目 次

議案番号	議 件 名	頁
議案第 2 号	令和 2 年度白山市一般会計予算	1
議案第 3 号	令和 2 年度白山市国民健康保険特別会計予算	8
議案第 4 号	令和 2 年度白山市後期高齢者医療特別会計予算	11
議案第 5 号	令和 2 年度白山市介護保険特別会計予算	14
議案第 6 号	令和 2 年度白山市墓地公苑特別会計予算	17
議案第 7 号	令和 2 年度白山市温泉事業特別会計予算	21
議案第 8 号	令和 2 年度白山市工業団地造成事業特別会計予算	24
議案第 9 号	令和 2 年度白山市湊財産区特別会計予算	28
議案第 10 号	令和 2 年度白山市水道事業会計予算	31
議案第 11 号	令和 2 年度白山市工業用水道事業会計予算	34
議案第 12 号	令和 2 年度白山市下水道事業会計予算	36

## 議案第 2 号

### 令和 2 年度白山市一般会計予算

令和 2 年度白山市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 50,102,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 2 年 2 月 25 日提出

白山市長 山田 憲 昭

# 第1表 歳入歳出予算

## 歳入

		(単位：千円)
款	項	金額
1 市税		18,671,410
	1 市民税	7,597,400
	2 固定資産税	9,340,000
	3 軽自動車税	325,300
	4 市たばこ税	599,000
	5 鉱産税	10
	6 入湯税	3,000
	7 都市計画税	806,700
2 地方譲与税		428,278
	1 地方揮発油譲与税	96,000
	2 自動車重量譲与税	305,000
	4 森林環境譲与税	27,278
3 利子割交付金		9,000
	1 利子割交付金	9,000
4 配当割交付金		49,000
	1 配当割交付金	49,000
5 株式等譲渡所得割交付金		35,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	35,000
6 地方消費税交付金		2,575,000
	1 地方消費税交付金	2,575,000
7 自動車取得税交付金		
	1 自動車取得税交付金	
8 環境性能割交付金		123,695
	1 環境性能割交付金	123,695
9 地方特例交付金		153,000
	1 地方特例交付金	153,000
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	
10 地方交付税		8,817,000
	1 地方交付税	8,817,000
11 交通安全対策特別交付金		10,000
	1 交通安全対策特別交付金	10,000
12 分担金及び負担金		198,513
	1 分担金	36,450
	2 負担金	162,063
13 使用料及び手数料		428,157

		(単位：千円)
款	項	金額
	1 使用料	373,312
	2 手数料	54,845
14 国庫支出金		5,980,569
	1 国庫負担金	4,622,471
	2 国庫補助金	1,339,000
	3 委託金	19,098
15 県支出金		3,308,762
	1 県負担金	2,159,974
	2 県補助金	880,180
	3 委託金	268,608
16 財産収入		55,933
	1 財産運用収入	54,443
	2 財産売払収入	1,490
17 寄附金		160,000
	1 寄附金	160,000
18 繰入金		1,233,903
	1 特別会計繰入金	10
	2 基金繰入金	1,233,893
19 繰越金		200,000
	1 繰越金	200,000
20 諸収入		1,157,680
	1 延滞金、加算金及び過料	5,000
	2 市預金利子	240
	3 貸付金元利収入	17,108
	4 受託事業収入	805,269
	5 雑入	330,063
21 市債		6,507,100
	1 市債	6,507,100
歳入合計		50,102,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		302,848
	1 議会費	302,848
2 総務費		4,754,054
	1 総務管理費	3,714,961
	2 徴税費	438,117
	3 戸籍住民基本台帳費	433,205
	4 選挙費	94,129
	5 統計調査費	40,557
	6 監査委員費	33,085
3 民生費		15,291,757
	1 社会福祉費	5,864,212
	2 児童福祉費	8,888,326
	3 生活保護費	539,219
4 衛生費		5,630,687
	1 保健衛生費	4,641,859
	2 清掃費	988,828
5 労働費		7,705
	1 労働諸費	7,705
6 農林水産業費		1,019,990
	1 農業費	687,658
	2 林業費	247,055
	3 水産業費	85,277
7 商工費		1,397,919
	1 商工費	233,004
	2 観光費	1,164,915
8 土木費		5,527,126
	1 土木管理費	78,259
	2 道路橋りょう費	1,578,027
	3 河川費	81,650
	4 都市計画費	1,633,529
	5 下水道費	1,887,666
	6 住宅費	267,995
9 消防費		2,966,653
	1 消防費	2,966,653
10 教育費		5,701,259
	1 教育委員会費	423,545

(単位：千円)

款	項	金額
	2 小学校費	1,602,133
	3 中学校費	733,795
	4 幼稚園費	328,586
	5 社会教育費	1,779,698
	6 保健体育費	833,502
11 災害復旧費		4,000
	1 農林水産施設災害復旧費	2,000
	2 公共土木施設災害復旧費	1,000
	3 公共施設等災害復旧費	1,000
12 公債費		7,487,902
	1 公債費	7,487,902
13 諸支出金		100
	1 諸支出金	100
14 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出合計		50,102,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
東明小学校増築・大規模改造事業費	令和3年度から 令和4年度まで	1,306,000
鶴来中学校大規模改造事業費	令和3年度から 令和4年度まで	1,114,900
白山市土地開発公社に係る融資金 に対する債務保証（公有地分）	令和2年度	794,000
白山市土地開発公社に係る融資金 に対する債務保証（完成土地分）	令和2年度	394,000
白山市土地開発公社に係る融資金 に対する債務保証（未収金分）	令和2年度	389,000

第3表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円			
庁舎改修事業	70,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れ る政府資金、地方 公共団体金融機構 資金及び民間等資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該 見直し後の利率)	借入先の融資条件 による。 ただし、市財政の 都合により償還年 限を短縮し、若し くは繰上償還又は 低利に借換えする ことができる。
公用車整備事業	3,600			
公共施設等除却事業	5,400			
白山ろく地域情報通信基盤移転・更新事業	316,400			
定住促進支援事業	7,500			
コミュニティバス整備事業	2,700			
コミュニティバス運営事業	14,700			
地方路線バス運行維持事業	28,800			
在来線新駅整備事業	88,600			
白山総合車両所ビジターセンター整備事業	54,500			
社会福祉施設整備事業	4,400			
放課後児童施設整備事業	53,000			
法人保育園施設整備事業	63,600			
公立保育所施設整備事業	508,300			
老人福祉施設整備事業	318,000			
保健衛生施設整備事業	23,800			
県営ほ場整備事業	26,000			
県営土地改良事業	10,900			
農業用排水路改修事業	29,400			
特産品振興事業	1,700			
林道整備事業	53,600			
美川漁港周辺整備事業	27,000			
美川コミュニティプラザ改修事業	22,100			
山島多目的広場整備事業	1,600			
観光施設運営事業	800			
観光地域イメージアップ事業	10,400			
白峰地域観光振興事業	18,200			
綿ヶ滝憩いの森整備事業	1,500			
スキー場施設整備事業	163,100			
松任ふるさと館改修事業	4,400			
道路整備事業	450,900			
急傾斜地崩壊対策事業	13,700			
河川整備事業	15,500			
街路整備事業	84,600			
土地区画整理事業	94,300			
公園整備事業	37,200			
公営住宅改善事業	29,000			
消防施設等整備事業	1,264,600			
東明小学校改修事業	207,800			
小学校エアコン設置事業	5,800			
白峰伝統的建造物群保存整備事業	12,700			
美川文化会館改修事業	15,300			
鶴来総合文化会館改修事業	204,000			
公民館施設改修事業	245,700			
青少年宿泊施設整備事業	4,300			
博物館改修事業	2,000			
松任中川一政記念美術館改修事業	400			
体育施設改修事業	130,700			
臨時財政対策債	1,754,000			
計	6,507,100			

議案第3号

令和2年度白山市国民健康保険特別会計予算

令和2年度白山市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,343,637千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等、共済費及び保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月25日提出

白山市長 山田憲昭

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		2,095,579
	1 国民健康保険税	2,095,579
2 国民健康保険料		23
	1 国民健康保険料	23
3 国庫支出金		8,470
	1 国庫補助金	8,470
4 県支出金		8,373,793
	1 県補助金	8,373,792
	2 財政安定化基金交付金	1
5 財産収入		556
	1 財産運用収入	556
6 繰入金		847,714
	1 一般会計繰入金	718,051
	2 基金繰入金	129,663
7 繰越金		1,500
	1 繰越金	1,500
8 諸収入		16,001
	1 延滞金、加算金及び過料	4,080
	4 雑入	11,921
9 市債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
歳入合計		11,343,637

議案第4号

令和2年度白山市後期高齢者医療特別会計予算

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		157,852
	1 総務管理費	94,454
	2 徴収費	63,212
	3 運営協議会費	186
2 保険給付費		8,225,402
	1 療養諸費	7,105,941
	2 高額療養費	1,088,089
	3 移送費	20
	4 出産育児諸費	23,952
3 国民健康保険事業費納付金		2,811,542
	1 医療給付費分	1,986,057
	2 後期高齢者支援金等分	620,105
	3 介護納付金分	205,380
4 共同事業拠出金		10
	1 共同事業拠出金	10
5 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
6 保健事業費		116,302
	1 特定健康診査等事業費	72,181
	2 保健事業費	44,121
7 基金積立金		556
	1 基金積立金	556
8 公債費		1
	1 財政安定化基金償還金	1
9 諸支出金		30,971
	1 償還金及び還付加算金	16,000
	2 繰出金	14,971
10 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		11,343,637

令和2年度白山市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,350,440千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和2年2月25日提出

白山市長 山田 憲 昭

### 第1表 歳入歳出予算

#### 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		1,041,000
	1 後期高齢者医療保険料	1,041,000
2 使用料及び手数料		5
	1 手数料	5
3 繰入金		308,119
	1 他会計繰入金	308,119
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,315
	1 延滞金及び過料	55
	2 償還金及び還付加算金	1,250
	3 雑入	10
歳入合計		1,350,440

#### 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		11,707
	1 総務管理費	11,707
2 広域連合納付金		1,337,473
	1 広域連合納付金	1,337,473
3 諸支出金		1,260
	1 償還金及び還付加算金	1,250
	2 繰出金	10
歳出合計		1,350,440

議案第5号

令和2年度白山市介護保険特別会計予算

令和2年度白山市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,857,279千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等、共済費及び保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月25日提出

白山市長 山田 憲昭

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		2,299,584
	1 介護保険料	2,299,584
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		1,941,855
	1 国庫負担金	1,610,326
	2 国庫補助金	331,529
4 支払基金交付金		2,499,215
	1 支払基金交付金	2,499,215
5 県支出金		1,642,009
	1 県負担金	1,305,672
	2 県補助金	336,337
6 財産収入		399
	1 財産運用収入	399
7 寄附金		1
	1 寄附金	1
8 繰入金		1,470,257
	1 一般会計繰入金	1,440,257
	2 基金繰入金	30,000
9 繰越金		1
	1 繰越金	1
10 諸収入		3,948
	1 延滞金、加算金及び過料	16
	2 預金利子	5
	3 雑入	3,927
歳入合計		9,857,279

議案第6号

令和2年度白山市墓地公苑特別会計予算

歳出

		(単位：千円)
款	項	金額
1 総務費		416,856
	1 総務管理費	359,246
	2 介護認定審査会費	57,610
2 保険給付費		8,972,302
	1 介護サービス及び支援サービス等給付費	8,966,329
	2 その他諸費	5,973
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 地域支援事業費		465,592
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	287,705
	2 包括的支援事業及び任意事業費	177,887
5 基金積立金		400
	1 基金積立金	400
7 諸支出金		2,118
	1 償還金及び還付加算金	2,118
9 予備費		10
	1 予備費	10
歳出合計		9,857,279

令和2年度白山市の墓地公苑特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,523千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和2年2月25日提出

白山市長 山田 憲 昭

## 第1表 歳入歳出予算

### 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		15,549
	1 使用料	15,549
2 財産収入		7
	1 財産運用収入	7
3 繰入金		3,867
	2 基金繰入金	3,867
6 市債		2,100
	1 市債	2,100
歳入合計		21,523

### 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 管理費		4,840
	1 管理費	4,840
3 公債費		16,683
	1 公債費	16,683
歳出合計		21,523

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
合葬墓整備事業	千円 2,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金、地方公共団 体金融機構資金 及び民間等資金 について、利率 の見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	借入先の融資条 件による。 ただし、市財政 の都合により償 還年限を短縮 し、若しくは繰 上償還又は低利 に借換えするこ とができる。
計	2,100			

議案第7号

令和2年度白山市温泉事業特別会計予算

令和2年度白山市の温泉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,543千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月25日提出

白山市長 山田 憲昭

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
2 使用料及び手数料		9,145
	1 使用料	9,145
4 繰入金		3,398
	1 一般会計繰入金	3,398
歳入合計		12,543

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
2 管理費		12,543
	1 管理費	12,543
歳出合計		12,543

議案第8号

令和2年度白山市工業団地造成事業特別会計予算

令和2年度白山市の工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ334,264千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和2年2月25日提出

白山市長 山田 憲昭

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位:千円)

款	項	金額
1 財産収入		189
	2 財産運用収入	189
2 繰入金		224,075
	2 基金繰入金	224,075
5 市債		110,000
	1 市債	110,000
歳入合計		334,264

歳出

(単位：千円)		
款	項	金額
1 工業団地整備事業費		334,117
	1 工業団地整備事業費	334,117
2 公債費		147
	1 公債費	147
歳出合計		334,264

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新工業団地整備事業	千円 110,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金、地方公共団 体金融機構資金 及び民間等資金 について、利率 の見直しを行っ た後においては 、当該見直し 後の利率)	借入先の融資条 件による。 ただし、市財政 の都合により償 還年限を短縮 し、若しくは繰 上償還又は低利 に借換えするこ とができる。
計	110,000			

議案第9号

令和2年度白山市湊財産区特別会計予算

令和2年度白山市の湊財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,353千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月25日提出

白山市長 山田憲昭

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		24,026
	1 財産運用収入	24,025
	2 財産売却収入	1
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		326
	2 雑入	326
歳入合計		24,353

議案第10号

令和2年度白山市水道事業会計予算

歳出

(単位：千円)		
款	項	金額
1 総務費		3,406
	1 総務管理費	3,406
2 財産費		20,947
	1 財産管理費	20,947
歳出合計		24,353

(総則)

第1条 令和2年度白山市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水栓数	38,700栓
(2) 年間総配水量	11,636,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	31,879m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	配水管網整備事業 施設整備事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 水道事業収益		1,736,515千円
第1項 営業収益		1,332,976千円
第2項 営業外収益		403,539千円
支 出		
第1款 水道事業費用		1,653,791千円
第1項 営業費用		1,539,006千円
第2項 営業外費用		106,815千円
第3項 特別損失		2,970千円
第4項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額620,982千円は、過年度分損益勘定留保資金108,891千円、当年度分損益勘定留保資金218,647千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額93,444千円及び建設改良積立金200,000千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		898,249千円
第1項 企業債		823,000千円
第2項 負担金		75,249千円
支 出		
第1款 資本的支出		1,519,231千円
第1項 建設改良費		1,124,561千円
第2項 企業債償還金		394,670千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ5,000千円及び18,500千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業	651,800千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金、地方公 共団体金融機構資金及び民間 等資金について、利率の見直 しを行った後においては、当 該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。た だし、企業財政その他の都合に より償還年限を短縮し、若しく は繰上償還又は低利に借り換え することができる。
過疎対策事業	171,200千円			
合 計	823,000千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 191,826千円

(棚卸資産購入限度額)

第9条 棚卸資産の購入限度額は、29,000千円と定める。

令和2年2月25日提出

白山市長 山田 憲 昭

議案第11号

令和2年度白山市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度白山市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 2箇所
- (2) 年間総配水量 5,329,000m<sup>3</sup>
- (3) 一日基本水量 14,600m<sup>3</sup>
- (4) 主要な建設改良事業 導水管整備事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 工業用水道事業収益		172,046千円
第1項 営業収益		169,994千円
第2項 営業外収益		2,052千円
支 出		
第1款 工業用水道事業費用		157,052千円
第1項 営業費用		133,033千円
第2項 営業外費用		22,019千円
第4項 予備費		2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額35,888千円は、過年度分損益勘定留保資金30,688千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,200千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	57,200千円
第1項 企業債	57,200千円

支 出

第1款 資本的支出	93,088千円
第1項 建設改良費	57,200千円
第2項 企業債償還金	35,888千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業	57,200千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金、地方公 共団体金融機構資金及び民間 等資金について、利率の見直 しを行った後においては、当 該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。た だし、企業財政その他の都合に より償還年限を短縮し、若しく は繰上償還又は低利に借り換え することができる。
合 計	57,200千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 15,978千円

令和2年2月25日提出

白山市長 山田 憲昭

議案第12号

令和2年度白山市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度白山市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	40,400戸
(2) 年間総排水量	11,925,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	32,671m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	管渠整備事業 処理場整備事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 下水道事業収益		4,049,990千円
第1項 営業収益		1,756,565千円
第2項 営業外収益		2,293,425千円
支 出		
第1款 下水道事業費用		4,125,535千円
第1項 営業費用		3,510,767千円
第2項 営業外費用		594,768千円
第4項 予備費		20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,673,898千円は、過年度分損益勘定留保資金1,555,962千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額117,936千円で補てんするものとする。）。

収

入

第1款 資本的収入	3,679,712千円
第1項 企業債	2,231,800千円
第2項 国庫補助金	915,479千円
第5項 他会計出資金	481,020千円
第7項 貸付金返還金	2,853千円
第8項 分担金及び負担金	48,560千円

支

出

第1款 資本的支出	5,353,610千円
第1項 建設改良費	2,273,495千円
第2項 企業債償還金	3,074,115千円
第4項 投資	6,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
松任中央浄化センターし尿・汚泥受入施設建設事業費(その2)	令和3年度	231,700千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	1,089,000千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えすることができる。
下水道事業(特別措置分)	163,500千円			
下水道事業(資本費平準化債)	979,300千円			
合計	2,231,800千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 132,542千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、9,671千円である。

令和2年2月25日提出

白山市長 山田 憲昭